



行政委員の報酬 妥当?

県、月1回会議参加で月額18万円も

月1回の会議参加で最高18万円。県が非常勤の行政委員に支払っている報酬をめくり、市民団体が「月額制に常軌を逸した高額だ」として、大半を県へ返還するよう求める法的な手続きに動いている。昨年1月には大津地裁が住民訴訟の判決で、月額報酬の支払いを違法とする判断を示し、全国各地でも報酬の見直しが進んでいる。(石倉徹也)

市民団体、返還訴訟へ準備

県に設置されている行政委員は12と34回で、月1〜3回程度。月に1度でも出席すれば支払われる。

委員1人への報酬額を割合1回当たりで計算すると、割合が年12回だった労働委員会(月額17万22万円、委員15人)の約18万円が最高、最少は、割合が年34回の公安委員会(月額19万22万円、委員3人)で約7万円となる。

人数・常勤を除くと報酬は約年度分。委員長の報酬は一般の委員より高額。

人数	活動内容	報酬	年間の活動実績(08年度)
5人	教育の事務や管 理、基本方針 などの決定	月額19万円	定例会13回、研 究会13回、加 修や式典参加 10回
4人	選挙の事務や啓 発活動	月額19万円	定例会13回、他 議定例会13回 の参加
4人	県の事務や予 算、出納などの 監査	月額23万5千円 (議員委員) 月額15万5千円 (議員)	定例会16回、現 地監査36回
15人	労働争議の調停	月額17万円	定例会12回、審 問が定例会12回
7人	土地収用の裁決 や事務	月額10万円	定例会が回数
7人	土地収用の裁決 や事務	日額1万1300円	定例会2回
3人	懲戒処分や不服 申立ての事務	月額2万3800円	定例会2回、会 議定例会4回
4人	教育、基本方針 などの決定	月額9万4700円	定例会18回、研 究会18回、加 修や式典参加
4人	教育、基本方針 などの決定	月額1万8千円	定例会18回、研 究会18回、加 修や式典参加

主な行政委員の報酬と活動実績

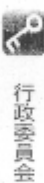
こうした実情に対し、山梨市の市民らが2月中旬、過去6年間の報酬の約8割が不当

あいまいな金額設定

報酬額はどんな基準で決まるのか。地方自治法は「勤務日数に応じて支給」一条例で特別の定めができる」として

いる。県や多くの自治体が月額制を導入した根拠だ。だが、金額については「職員給与などを参考にした」となどと説明するにとどまり、明確な基準はないという。

同じ役割の委員会なのに、自治体によって報酬に大きな差があるケースもみられる。土地収用の裁決などにあたる取用委員会について、月額制の岐阜県と日額制の山梨県を



行政委員会

公平中立な立場と専門的知識を必要とする行政問題を合議制(監査委員は独任制)で協議し、判断する。各自自治体のもとに置かれるが、首長から指導などを受けない独立性が認められている。委員は弁護士や大学教授、税理士、議員などが務め、原則として非常勤で特別職。一部に常勤の委員がいる。

利得たとして計4億3千万円の返還を求め、県に住民監査請求をした。「会議は数時間以内で終わることも多く、高額の正当だ」との訴えに対し、県監査委員は3月末、

大津地裁判決契機

「県の給与条列そのものに違法性はなく、住民監査請求の対象ではない」として請求を却下。市民らは住民訴訟の準備を進めている。

岐阜の場合、委員7人の報酬は月額10〜11万円。08年度は計約850万円が支払われた。同年度の定例会は毎月1回の計12回あり、計2件を審議し、裁決した。数時間で終わる割合1回当たりの報酬は10万円となる計算だ。

昨年1月の大津地裁判決では、労働、取用、選挙管理の各行政委員(非常勤特別職)に毎月、勤務日数とは関係なく定額の報酬を支給するのは地方自治法に違反するとして、滋賀県に支出差し止めを命じた(同県が控訴中)。

これを境に、全国で一気に見直しの動きが広がった。神奈川県は4月から、教育委員など八つの行政委員の報酬を月額から日額(3万7600円〜4万1400円)に改定。年間約5千万円の支出削減につなげるとい

大津地裁判決契機 日額制へ見直し進む

「勤務実態を前提とする限り、法の趣旨に反し、(県の関係条列は)効力を有しない」というのが判決理由だ。

にあたる金額を設定。割合などに参加すれば、日当を支払う仕組みだ。こちらも、月額制に比べて報酬は2〜3割減で、年間約1500万〜3千万円が節約できるという。

岐阜の場合、多くの月額制市を除いて20市が日額制だ。そのほとんどの報酬額が1万8千〜5万円で、県の1割程度だ。比較的高額なのは、岐阜

県、大垣、高山の各市で、6万3200円〜10万8400円。金額設定については「月額2万5千円で、県より高くない」(山梨市)、「報酬は職責の対価で、人口規模にも比例する」(岐阜市)などとしている。

一方の山梨は、日額1万1300〜1万2700円。08年度の割合は2回で、裁決した案件も岐阜と同じ2件だった。7人の委員に支払われた総額は16万1千円。岐阜の53分の1にあたる。山梨県の県土事務課は「他県のことをどうこう言う気はないが、ずっと昔から日額」と話す。

選挙管理委員会については、判断が分かれ、半分以上の13市が日額制(5千円〜1万3千円)を採用。「選挙が少ない年は活動が減ることなどを主な理由に挙げる。

活動内容は県も市も大差はなく、月1回の定例会のほか、学校訪問や式典の参加、研修などで、活動するのは月2〜3回。自治体間の金額差について、県人事課は「活動を精査しないと分からない」

県教育委員会も「他県と比べれば低い」といった具合で、明確な説明はない。

県は「見直しを含めて検討中」だ、今のところ、内部での勉強会などを開く予定はない」と話している。